

暮らしのお知らせ

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の学生納付特例制度について

日本国内に住むすべての方は、20歳になった時から国民年金の被保険者（厚生年金の被保険者は除く）となり、保険料の納付が義務付けられますが、学生には申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

■対象者
学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が一定以下（※）の学生（※）が対象となります。なお、家族の方の所得の多寡は問いません。 ※前年の所得が一定以下とは

所得基準（申請者本人のみ）
128万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

※学生とは

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する方で、夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。（詳細については下記の連絡先にお問い合わせください）

■申請期間

申請期間は、毎年4月から翌年3月までとなり

ます。（申請時点から2年1か月までの期間については、さかのぼって申請することもできます。）

■申請方法

申請先は、住民登録をしている市（区）町村役場またはお近くの年金事務所へ申請してください。

前年度に承認を受けた方で、次年度も在学予定である場合、4月はじめに再申請の用紙が届きます。引き続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入の

上、ご返送ください。

■保険料の追納について

学生納付特例の承認を受けた期間は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納める（追納）ことができません。将来受取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

■お問い合わせ

ねんきんダイヤル
☎0570・05・1165
日本年金機構ホームページ
<https://www.nenkin.go.jp>

旭川年金事務所
年金の加入手続き、納入相談など
☎0166・25・5606
町民生活課 総合窓口係
☎4・2511
内線111・116・117



運転免許証更新時講習 (3月6日から3月17日まで)

駅前交流プラザよろーな

■違反運転者講習(2時間)

3月13日(木)午後7時

■初回更新者講習(2時間)

3月6日(木)午後2時

■一般運転者講習(1時間)

3月6日(木)午後5時30分

3月17日(月)午後2時

■優良運転者講習(30分)

3月6日(木)午後1時

3月13日(木)午後6時

3月17日(月)午後1時

下川交通防犯センター

■優良運転者講習(30分)

3月3日(月)午後1時

皆様から寄付をいただきました。
ありがとうございます。(敬称略)
1月16日～2月15日受領分

・下川町に
青少年健全育成事業として
高橋 武久 (神奈川県)

森林づくり事業として
三津橋農産株式会社 (幸町)

・社会福祉協議会に
生前のご交誼に謝して
南 町 布施 フサノ (亡夫)
上名寄 岩見 直人 (亡父)
南 町 阿部 陽子 (亡夫)
錦 町 神野 雄治 (亡義父)
錦 町 近藤 和幸 (亡母)
北 町 嶋田 伸子 (亡夫)